

## 平成29年度 札幌方面留置施設視察委員会の意見と措置

平成29年度中に札幌方面留置施設視察委員会が、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置業務管理者（警察署長等）に対して述べた意見と、これを受けて平成30年度までに講じた措置の概要は次のとおりです。

### 札幌方面留置施設視察委員会の意見と措置の概要

	意見	措置
1	浴槽が古く、一部塗装が剥がれていることから、改善措置を検討願いたい。	浴槽の修繕措置を完了しました。
2	水道管のカバーに一部破損が認められることから、改善措置を検討願いたい。	水道管の修繕措置を完了しました。
3	居室内トイレの壁に破れがあることから、改善措置を検討願いたい。	居室内トイレの修繕措置を完了しました。
4	浴室に蛇口等の突起物が残っている施設があることから、安全面を考慮して改善措置を検討願いたい。	浴室の改善措置を必要とした全施設の修繕措置を完了しました。
5	浴室に椅子が配置されていない施設があることから、足腰の弱い高齢者等を考慮して、改善措置を検討願いたい。	浴室の椅子の配置がなかった全施設への配置を完了しました。

平成31年 4月

北海道警察本部留置管理課